

**一時保護所嘱託職員による保護
児童へのわいせつ事件検証委員会
報告書**

平成22年(2010年)11月25日

目 次

1	はじめに	1
	(1) 検証委員会設置の経緯	1
	(2) 検証の目的と方法	1
	(3) 検証の経過	1
2	一時保護所の概要	1
	(1) 目的・役割	1
	(2) 施設・設備・運営	2
	(3) 業務内容	2
3	事件の概要	2
	(1) 第1の事件	2
	(2) 第2の事件	3
	(3) 第3の事件	3
4	事件の原因等	3
	(1) 職員の個別要因	3
	(2) 業務上の要因	3
	(3) 子どもの権利擁護	4
5	課題と改善方策	4
	(1) 職員体制等	4
	(2) 一時保護所の機能	6
	(3) 子どもの権利擁護	7
6	検証結果の取り扱い	8

参考資料

- ・委員会開催経過
- ・委員会設置要綱（滋賀県社会福祉審議会規程）
- ・委員名簿

1. はじめに

(1) 検証委員会設置の経緯

平成22年7月5日、彦根子ども家庭相談センター一時保護所において、同センターの非常勤嘱託職員が保護中の子どもにわいせつ行為を行い、翌7月6日に逮捕されるという事件が発生した。この事件は、県の施設において、保護者の養育困難や児童虐待等により保護すべき子どもの心身に危害を加えられた事件であり、その行為を防げなかったことは重大な問題である。このため、県は、外部委員による「一時保護所嘱託職員による保護児童へのわいせつ事件検証委員会」(以下「委員会」という。)を設置した。

なお、この事件の職員の行為は、県が児童福祉法第33条第1項に基づき一時保護した子ども(被措置児童)に対する性的虐待であり、同法第33条の10に規定される被措置児童虐待にあたることから、被措置児童虐待事例を検証するため設置している「滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会」が委員会を兼ねることとした。

(2) 検証の目的と方法

彦根子ども家庭相談センターの一時保護業務等について、意見聴取などを行い、問題点や課題の把握と分析を行い、再発防止に向けた今後の一時保護業務等について検証する。なお、検証委員会は、特定の個人の責任を追及するものではない。

(3) 検証の経過

第1回委員会は、検証方法を審議し、彦根子ども家庭相談センターから事件の概要報告を受けた。第2回委員会では、事件の発生にかかる問題点や課題の整理を行った。第3回委員会は、問題点や課題を踏まえた改善方策を検討し、第4回委員会で報告書の作成を行った。

2. 一時保護所の概要

(1) 目的・役割

一時保護所は、児童福祉法第33条の規定に基づき、都道府県知事または児童相談所長が必要と認める場合に、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)等を一時保護する施設である。一時保護を行う必要がある場合とは、概ね次のとおりである。

ア. 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者または宿泊所がないために緊急に子どもを保護する必要がある場合、虐待、放任等の理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし、もしくはそのおそれがある場合

イ. 行動観察

適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

ウ. 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔または子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難または不適当であると判断される場合

(2) 施設・設備・運営

一時保護所は、国の「児童相談所運営指針」により、児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置することとされ、その設備および運営は、児童福祉法施行規則第35条により、児童養護施設について定める児童福祉施設最低基準（以下、「基準」という。）に準じることとされている。

（詳細は、基準「第七章」を参照）

彦根子ども家庭相談センター一時保護所の施設、設備および運営（職員体制）は、次のとおりである。（事件当時）

- ・定員 10名
- ・施設 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積273.79㎡
- ・設備 居室4室、調理室、浴室、便所(男女各1)、事務室、工作室、遊戯室
居室面積は、児童1人当たり6.0㎡（最低基準3.3㎡）
- ・職員 14人
正規職員：児童指導員5人、保育士3人、調理師1人（計9人）
嘱託職員：学習指導員1人、心理判定員1人、指導員（昼間）1人、
宿直指導員2人（計5人）

(3) 業務内容

一時保護所の運営については、保護した子どもを安定させるために、家庭的環境等快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもができるだけ自由に活動できるような体制を保つため、子どもが楽しく落ち着いて生活できるための設備および活動内容を工夫することや、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に留意しつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮し、子どもが安心感や安全感を持てる生活の確保に努めることを基本とし、次の業務を行っている。

- ア．生活指導、健康管理
- イ．教育・学習指導、保育、レクリエーション、
- ウ．子どもの行動観察、心理的ケア
- エ．子どもの権利擁護

3. 事件の概要

この事件は、彦根子ども家庭相談センター一時保護所において、同センターの非常勤嘱託職員が、勤務中に、保護している子ども3人にわいせつ行為を行ったものであり、その概要は次のとおりである。（年齢は事件当時）

加害職員

- ・職名 非常勤嘱託職員（一時保護所宿直担当児童指導員）
- ・性別等 男性（57歳）
- ・採用日等 平成22年5月1日（雇用期間：1年）
- ・勤務日数 月16日
- ・勤務時間 17：00～8：20（21：30～7：00宿直）

(1) 第1の事件

- ア．発生日時 平成22年7月5日（月）午後9時頃
- イ．被害児童 男子（13歳）
- ウ．保護期間 7月4日（日）から7月6日（火）まで
- エ．被害内容 居室内において就寝中の被害児童に対し、わいせつ行為を行った。

- オ．発覚経緯 7月5日(月)午後9時25分頃、被害児童が事務室にいた正規職員に被害を訴えた。
- カ．その他 7月6日(火)彦根警察署が加害者を強制わいせつ容疑で逮捕
7月26日(月)大津検察庁彦根支部が起訴

(2) 第2の事件

- ア．発生日時 平成22年6月19日(土)午前 2時16分頃
午前 3時24分頃
午前 4時16分頃
平成22年6月21日(月)午後11時10分頃
平成22年6月22日(火)午前 1時32分頃
午前 4時18分頃
- イ．被害児童 男子(5歳)
- ウ．保護期間 6月18日(金)から6月24日(木)まで
- エ．被害内容 居室内において就寝中の被害児童に対し、わいせつ行為を行った。
- オ．発覚経緯 被害児童が保護者に被害を訴え、7月21日(水)に、保護者が彦根警察署に被害届を提出した。
- カ．その他 7月27日(火)彦根警察署が加害者を強制わいせつ容疑で再逮捕
8月16日(月)大津検察庁彦根支部が起訴

(3) 第3の事件

- ア．発生日時 平成22年6月27日(日)午前0時37分頃
- イ．被害児童 男子(10歳)
- ウ．保護期間 6月15日(火)から8月5日(木)まで
- エ．被害内容 居室内において就寝中の被害児童に対し、わいせつ行為を行った。
- オ．発覚経緯 彦根警察署の余罪捜査により被害が明らかになった。
- カ．その他 10月4日(月)彦根警察署が加害者を強制わいせつ容疑で追送致
10月26日(火)大津検察庁彦根支部が起訴

4. 事件の原因等

(1) 職員の個別要因

今回の事件については、加害者の性癖等、個人の個別要因に依るところが大きいと思われる。このような一時保護所の目的・役割に反する行為を行う可能性のある職員が採用されてしまった背景、また、虐待行為が可能となった環境要因等を検証し、可能な限り同種の職員の採用を防ぐ方法や、このような行為が実行されない環境を検討していく必要がある。

(2) 業務上の要因

一時保護所の役割や業務から、職員の子どもへの関わりは、日常的に密接、かつ指導的なものとならざるを得ない。このため、職員の個別要因に限ることなく、過度の指導が子どもへの虐待行為が生じる危険性が普遍的にあることに留意し、すべての子どもと職員に安心、安全な生活と職務を保障できるよう、体制や環境を整備していく必要がある。

(3) 子どもの権利擁護

第2の事件では、直後には被害を受けた子どもから一時保護所の職員への被害の訴えは無く、第1の事件後に保護者への訴えにより被害が判明している。

子どもが安心感や安全感を持てる生活の確保に努めることを運営の基本としている一時保護所において、子どもが不安、苦情などを表明できなかったことは憂慮すべきことであり、一時保護している子どもの権利擁護の尊重に向けた対策に取り組む必要がある。

5. 課題と改善方策

(1) 職員体制等

ア. 職員の採用

課題

- 彦根子ども家庭相談センターにおける嘱託職員の採用試験については、面接と作文を実施している。平成20年度までは、適性検査と性格診断を実施していたが、適性検査等の参考図書類も入手できることや、応募者に大学の心理関係学部での在籍や心理関係の就業の経験者もいるため、検査内容等を知っている可能性が高いことから、平成21年度より、これらの検査を試験から外している。
- 今回の嘱託職員の職歴に関し、公立学校教員を退職した後、短期雇用の職種もあるものの、極めて短期間での転職を繰り返していることに不自然さを感じるところであるが、採用面接においては、前職を辞めるに至った経過や転職の理由など、前職に関しては詳しくは聞いていない。

改善方策

- 適性検査等の参考図書類の存在や、応募者の学歴・職歴等から、採用時の評価における効果に疑問もあげられているが、採用にあたっての判断材料を増やすことにより応募者を多面的に評価するため、また、応募者の性格面を把握することにより、採用後の業務等にも生かせることから、適性検査の再導入が必要と考えられる。
- 一時保護所は、終日、子どもの生活全般に関わる業務であり、保護される子どもの多様性を鑑みれば、一時保護所の職員に求められる水準は高く、その職員の採用には、慎重を期す必要がある。
このため、採用面接においては、退職に至った経過や理由などの聴取を行うことや、必要に応じ、本人同意のもと、採用後に前職の調査・確認を行うことを示唆するなど、経歴における問題の有無を確認する必要がある。また、聴取の内容も、子どもとの関わりについての考えや経歴を多面的に聴き取れるよう、質問内容の検討が求められる。
- さらに、子どもとの関わり方等を確認するため、2次試験として、一時保護所の業務を実際に行う実技試験や採用後の試用期間の導入などの検討も望まれる。

イ．職員体制

課題

- ・ 一時保護する子どもは、虐待を受けた子どもや発達障害がある子どもなど多様であり、一時保護所には、子どもの精神状態の把握や心身の安定化を早期に図るとともに、継続的な行動観察や必要に応じ心理的ケアを行う役割がある。

これらを子ども家庭相談センターの他部門と連携して行うとともに、行動診断や心理判定等を踏まえ、一時保護所における援助方針を定め、日々の活動において実践していくためには、職員に、多様かつ高度な専門性が求められる。

特に、今回と同種事件の未然防止、早期発見を図る観点からは、子どもの家庭状況や生育歴、保育所や学校での状況、行動や性格等の情報を把握するための専門職員や性的な問題に関わる専門職員の配置が望まれるが、児童虐待相談の増加に伴い、その対応等のために一時保護後の子どもに対応する人員が不足している。

改善方策

- ・ 一時保護所に求められる役割を担うには、生活等に関わる児童指導員や保育士には、知識や技術に高度な専門性が求められることから、職員の配置や採用にあたっては、十分な配慮が必要である。
- ・ 特に、子どもの性的な問題をはじめとする諸問題の未然防止および早期発見をしていくためには、家庭や保育所、学校等関係機関からの情報収集および生活の様々な場面での行動観察や聴取から子どもの心身の状態を把握し、子どもの心身の安定と適切な処遇を行っていく必要がある。また、情報収集等から得た子どもの家庭環境や生育歴等を踏まえた性教育を行うなどの取り組みも必要である。
このため、子ども家庭相談センターとして、これらを実践できる専門職員の配置などの体制整備が求められる。
- ・ さらに、事件が夜間に発生していることを踏まえると、夜間における子どもへの対応を強化するため、職員体制を抜本的に検討する必要がある。少なくとも、子どもの就寝時間までの職員の遅出勤務等の検討が求められる。

ウ．研修

課題

- ・ 一時保護所の職員は、勤務時間や勤務体制の関係から研修時間の確保が難しく、特に、昼間勤務の嘱託員は、正規職員と一緒に採用時の研修を受講するなどされているが、宿直嘱託員への研修は十分されているとは言い難い。

改善方策

- ・ 一時保護する子どもの状況については、上記に記載したとおりであり、子どもの処遇についてのガイドライン（マニュアル）の整備も必要であるが、一方で、子どもの処遇のすべてがガイドラインにより対応できるものではなく、保護される子どもの多様性を勘案すれば、個々の子ども、あるいは個々の場面において、適切な対応ができるよう、嘱託職員をはじめ一時保護所職員には、専門的な知識や技術の向上に向けた研修を義務づける必要がある

(2) 一時保護所の機能

ア．業務のガイドライン（マニュアル）

課題

- ・ 職員が行う業務のポイントを記載した「一時保護所児童支援と運営について」はあるが、一時保護所での集団生活や業務を行ううえでの方法や注意事項などが主な内容となっている。保護された子どもへの接し方や処遇などにおいては、一定、職員間において統一された対応が必要と思われるが、処遇については、個々の職員の判断に任されている部分が多いと考えられる。

改善方策

- ・ 今日、一時保護する子どもには、虐待を受けた子どもや発達障害を有する子どもなどが増加しており、人間関係において問題行動を示す例も少なくない。
これらの子どもと生活をともにしながら、集団あるいは個別の人間関係を安定的に維持していくためには、処遇についても個々の職員の判断による対応でなく、問題行動への対応など職員が子どもに関わるうえでのルール等を、専門的な知識に基づき明文化したガイドライン（マニュアル）の整備が求められる。
また、整備後は、日常的に活用できるよう、職員へのガイドラインの学習、周知徹底が必要である。

イ．業務の管理・記録

課題

- ・ 業務日誌と個別記録を宿直者が記録し、上司が確認していたが、今回、第2の事件においては、宿直嘱託員の不審な行動や被害による子どもの様子の変化は発見できなかった。幼児における添い寝の必要性も理解できるが、頻繁な居室への入室や長時間の在室などは、一定の理由がない限り不適切な行動につながりかねないとも考えられるが、現在の業務日誌においては、その確認等はできない。
また、個別記録は、1人の職員のみにより記載されており、その記載内容が事実かの確認はできない。

改善方策

- ・ 業務日誌は、職員の行動や業務を管理するためのものでないが、居室への入退室の理由や時刻、その際の子どもの様子を記録するなど、業務をより詳細に記録することにより、業務内容の確認も可能となると考えられる。
また、個別記録は、職員の行動や業務の管理ではなく、子どもの日々の生活場面における行動観察の記録として重要であることから、複数職員が確認のうえ記載するなど、子どもの行動やそれに対する職員の関わりなどが、より正確に把握できるよう検討する必要がある。
- ・ さらに、夜間における業務の確認や不測の事態に備えるため、廊下等への監視カメラの設置による記録、確認の検討も望まれる。

ウ．危機管理

課題

- ・ 第1の事件において、子どもが被害を訴えた後については、本館で時間外勤務をしていた一時保護所以外の職員の応援により、対応している。「一時保護所危機管理マニュアル」は整備されてあるが、不審者の侵入、自然災害や事故、子どもの無断外出、食中毒や伝染病等を対象としている。

改善方策

- ・ 「危機管理マニュアル」を、一時保護所内における職員と子ども間あるいは子ども間における事故・事件の発生も想定して、見直す必要がある。特に、夜間・休日等において、一時的に対応する職員が不足する事態も想定されることから、緊急時の連絡および応援体制についても併せて見直す必要がある。

(3) 子どもの権利擁護

ア．子どもが話しやすい環境

課題

- ・ 子どもに配布している「一時保護所の子どもの権利ノート」には、「こまった時や悩みごとがあれば職員に聞いてください。何でも相談にのります。」と記載されていたが、第2の事件においては、子どもが子ども家庭相談センターの職員に被害を話すことはなかった。性被害を受けた子どもにとって、その被害を話すことの困難性はあるものの、子どもが職員に話しやすい環境あるいは関係が無いことは、一時保護した子どもに対するアセスメントにもつながる課題であることから、子どもが話しやすい環境づくりを行う必要がある。

改善方策

- ・ 一時保護所では、子どもと個別に面接しアセスメントを行っているが、子どもや保護者、家庭の状況や課題の把握など援助方針の検討等が主目的であるため、子どもから自由に話を聞く時間を設けるなど、子どもが気軽に職員と話せる機会を意図的に設けることが求められる。
- ・ また、他県では、子どもが意見などを自由に書く時間を設け、そこで子どもが書いた記録を契機に今回と同種事件の存在が判明した例があることから、自由時間の設定内容を考えるなど、話す以外にも子どもが言いたいことを職員に伝えやすい方法や機会を設ける必要がある。

イ．子どもの声を受ける仕組み

課題

- ・ 第2の事件においては、被害を受けた子どもが子ども家庭相談センターの職員へ被害を話すことは無かったが、対面により職員へ話すことができない場合であっても、他の方法により、被害の事実を伝える方法があれば、より早く被害の事実を把握できた可能性も否定できない。このため、対面によらず、子ども家庭相談センターなどが子どもの声を受ける仕組みも必要である。

改善方策

- ・ 「児童相談所運営指針」にも明記された「苦情解決等の仕組み」として、子どもが自由に意見を書ける連絡帳や意見箱など、子どもが対面により職員に話す以外に、子どもの声を受ける仕組みが必要である。
- ・ 児童養護施設等に入所する子どもに配布されている「子どもの権利ノート」では「児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会」の連絡先の記載や、直通の郵便葉書が添付されている。一時保護所についても、子ども家庭相談センター以外の第三者機関が、直接、子どもの声を受け、子どもの代弁者として対応する仕組みについても検討する必要がある。

6 . 検証結果の取り扱い

滋賀県には、本報告において提言した改善方策について、実現に向けた努力をお願いしたい。また、今回の事件は彦根子ども家庭相談センター一時保護所で発生したものであるが、事件発生の可能性は、中央子ども家庭相談センター一時保護所にもあること、一時保護所の機能を強化していくことが保護される子どもの安心、安全につながることに鑑み、両一時保護所での改善方策の実施を併せてお願いしたい。

なお、改善方策については、その実施状況を確認し、成果や課題を検証していくことが望まれる。

参 考 资 料

一時保護所囑託職員による保護児童へのわいせつ事件

検証委員会開催経過

	開 催 日	内 容
第1回	平成22年 7月12日	<ul style="list-style-type: none">・第1の事件の概要報告・委員会の運営について
第2回	平成22年 9月 2日	<ul style="list-style-type: none">・第2の事件、第1回公判の概要報告・課題の整理について・検証報告骨子(案)について
第3回	平成22年10月25日	<ul style="list-style-type: none">・第3の事件、第2回公判の概要報告・課題と改善方策(案)について
第4回	平成22年11月10日	<ul style="list-style-type: none">・第3回公判の概要報告・報告書(案)について

滋賀県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県社会福祉審議会条例(平成12年県条例第42号)第9条の規定に基づき、法令等に定めるもののほか、滋賀県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(専門分科会)

第2条 審議会に、次の表の左欄に掲げる事項を調査・審議するため、同表の右欄に掲げる専門分科会を設けるものとする。

所 管 事 項	専 門 分 科 会 名
滋賀県知事の諮問事項である「滋賀県における社会福祉の総合的、長期的な施策の方向はいかにあるべきか」についての調査、審議	総合企画専門分科会

(審査部会)

第3条 身体障害者福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第5条に規定する障害程度の認定および身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する医師の指定または同法施行令第3条の3に規定する医師の指定の取消しに関する事項	障害程度等審査部会
2 身体障害者福祉法第19条の2に規定する更生医療機関の指定または取消しに関する事項	

2 児童福祉専門分科会に、次の表の左欄に掲げる事項を審査するため、同表の右欄に掲げる審査部会(検証部会を含む。)を設けるものとする。

所 管 事 項	審 査 部 会 名
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第7項に規定する推薦および勧告に関する事項 2 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第16条第1項に規定する図書等、興行およびがん具等の推奨および制限に関する事項	図書等審査部会
児童福祉法施行令(昭和23年政令第47号)第29条に規定する里親の認定に関する事項	里親審査部会
児童福祉法施行令第32条第1項に規定する措置を採る場合において、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、または知事が滋賀県社会福祉審議会の意見を聴く必要があると認めるときの当該措置に関する事項	児童措置審査部会
1 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する検証に関する事項 2 児童福祉法第33条の15第3項に規定する知事に対する意見に関する事項	児童虐待事例検証部会

3 前項に規定する審査部会に属する委員は、当該専門分科会に属する委員(臨時委員を含む。以下同じ。)のうちから、審議会の委員長が指名する。

4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員の互選によって定める。

5 審査部会長は、その審査部会の事務を掌握する。

(会議)

第4条 専門分科会または審査部会(以下「専門分科会等」という。)は、分科会長または審査部会長が招集する。

2 専門分科会等は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。ただし、専門分科会長または部会長が必要と認めたときは書面により審議を行うことができる。

3 専門分科会等の議事は、出席した委員（前項ただし書の場合にあっては、書面による審議に参画した委員）の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長または部会長の決するところによる。

（会議の特例）

第5条 専門分科会等（総合企画専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とする。

（幹事、書記）

第6条 審議会に幹事および書記を置く。

2 幹事および書記は、別表中欄に掲げる職にある者を知事が任命し、同表右欄に掲げる事務を分掌する。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、滋賀県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

（その他）

第8条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則（昭和62年8月31日決定）

1 この規程は、昭和62年8月31日から施行する。

2 滋賀県地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に関する規程（昭和61年7月24日決定）および滋賀県地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の運営に関する規程（昭和61年10月28日決定）は、廃止する。

附則（昭和63年11月30日決定）

この規程は、昭和63年11月30日から施行する。

附則（平成10年10月9日決定）

この規程は、平成10年10月9日から施行する。

附則（平成12年4月1日決定）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成15年4月1日決定）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月1日決定）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年8月19日決定）

この規程は、平成17年8月19日から施行する。

附則（平成19年4月1日決定）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年11月9日決定）

この規程は、平成19年11月9日から施行する。

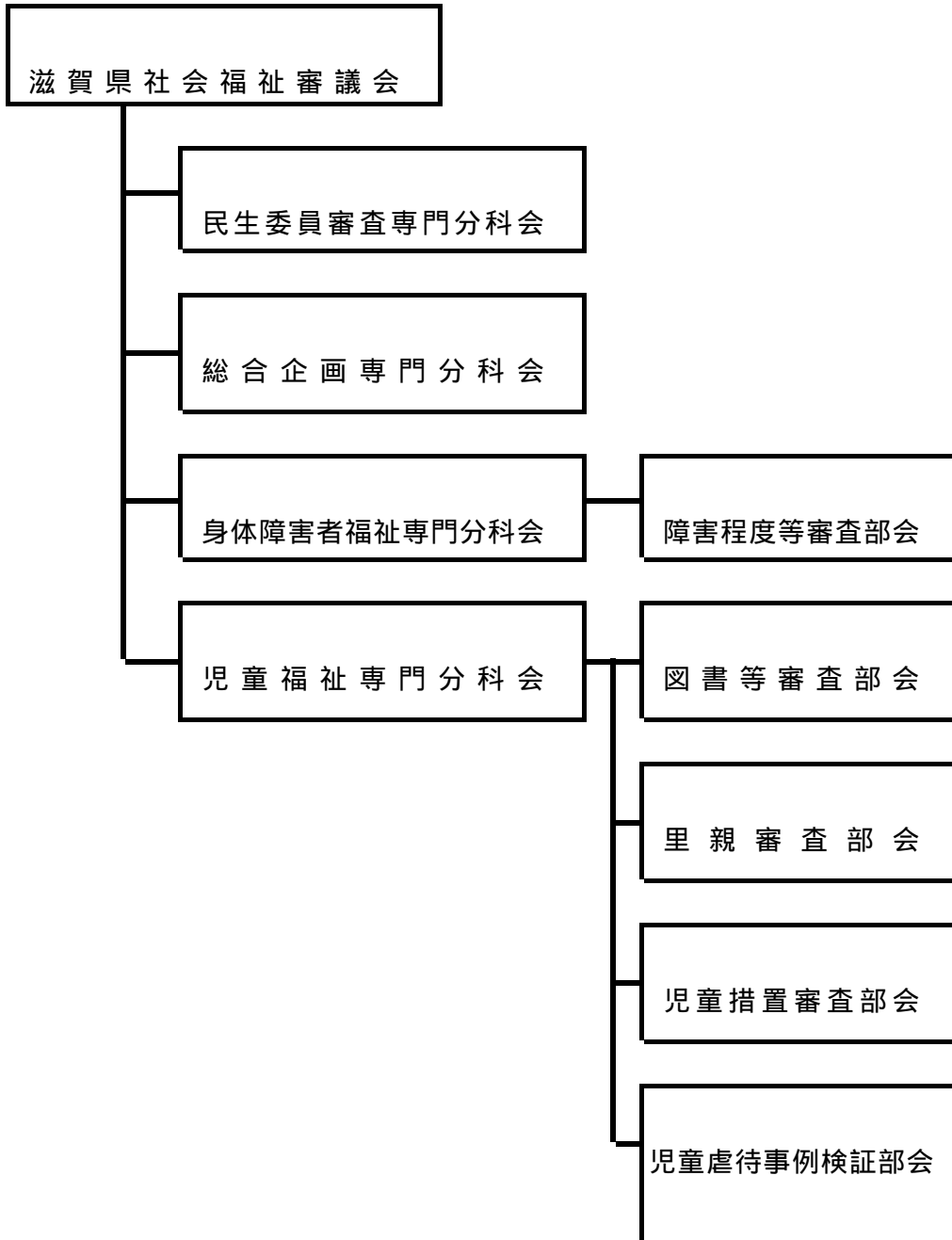
附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

職 名	任 命 職 名	分 掌 事 務
幹 事	健康福祉部健康福祉政策課長、健康推進課長、元気長寿福祉課長、障害者自立支援課長、子ども・青少年局長、教育委員会事務局学校教育課長、警察本部生活安全部少年課長の職にある者	審議会の運営について委員を補佐する。
書 記	幹事の指定する者	幹事の命を受け、当該課（局）の所掌事務で審議会に関する事務に従事する。

滋賀県社会福祉審議会 組織図



一時保護所囑託職員による保護児童へのわいせつ事件検証委員会

(滋賀県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会)

委員名簿

【任期：平成23年7月10日】

：委員長(部会長)

氏名	役職名
甲津 貴央	弁護士
佐藤 啓二	滋賀県精神科・神経科医会会員
中川 泰彦	元児童相談所長、市町スーパーバイザー
西 克治	滋賀医科大学社会医学講座法医学部門教授
野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
廣田 常夫	滋賀小児科医会会長
淵元 純子	日本助産師会滋賀県支部理事